

第 1 号様式（第 9 条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和 6 年度	次回見直し予定	令和 11 年度
条 例 名		神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例			
条 例 番 号		平成 14 年神奈川県条例第 68 号	法 規 集	第 8 編第 6 章第 4 節	
所 管 室 課		生活衛生課			
条 例 の 概 要		墓地、埋葬等に関する法律第 10 条の規定に基づく経営許可等に係る手続、墓地等の構造設備の基準その他同法の施行に関し必要な事項を定めている。			
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	墓地、埋葬等に関する法律（以下「法」という。）第 10 条による許可の手続等については、法に明確に定められておらず、的確に経営許可を行うためには、当該許可の手続等について定める本条例は必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	墓地等の管理及び埋葬等が国民の宗教的感情に適合するよう、公衆衛生その他公共の福祉の観点から必要な制約、申請条件等が規定されており、有効に機能している。			
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	墓地等の経営が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われるために必要な事項を定めており、効率的である。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	墓地等の経営の許可等の適正な実施を確保するために必要な事項を定める条例であり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	法の規定の範囲内で必要な事項を定めた条例であり、憲法、法令に抵触するものではない。			
	その他				
見 直 し 結 果	1	改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。			理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。
	2	改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。			
	3	改正を検討する。運用の改善等の必要はない。			
	4	改正及び運用の改善等を検討する。			
	5	廃止を検討する。			